



警戒情報

長崎市消費者センター

消費者を守るネット（第158号）

配信日 令和元年5月10日

「健康食品」お試しのつもりが定期購入に

<相談事例>

- ① 新聞広告で見た健康食品が「お試し価格1,000円」と安かったので、一回だけ試してみようと思い、注文した。
- ② 数日後、商品が届き、代金は同封されていた振込用紙で支払った。
- ③ ところがその約一月後、また同じ商品が届き、今度は代金3,000円の振込用紙が同封されていた。
- ④ 販売業者に問い合わせると「半年間6回の定期購入の契約になっている。2回目からは通常価格になる。途中で解約するには解約料が必要」と言われた。

«消費者センターからのアドバイス»

- 「お試しで注文したつもりが定期購入になっていた」との相談が多くあります。
- 新聞広告やテレビCMなどを見て、自分から販売業者に連絡して注文（契約）した場合はクーリングオフができません。
- 注文する前に、①一回きりなのか・定期購入なのか、②中途解約は可能か、③解約料はかかるのかなどをよく確認しましょう。
- 困った時は、消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 095-829-1234（10時～17時・土日祝も可）

※月曜定休（月曜日が祝日のときは翌平日が休み）